

第 12 章 地方自治法全部改正に係る動き

第12章 地方自治法全部改正に係る動き

第1節 改正案の提出に至る背景

2018年10月、地方自治の日を迎え、韓国政府は24個の改編事項を含めた「地方自治法全部改正案」を発表し、これを立法予告した。背景には、文在寅大統領が大統領選挙期間中から、変化する地方行政環境を反映して、住民中心の地方自治を具現化し、自治体の自律性を強化するため、連邦制レベルの地方分権型に改憲する公約を掲げていたことがある。政府は国会与野党が共に参加する「憲法改正特別委員会」（2017年1月発足）を通じて、公約の実現を図ってきたが、与野党間の協力不足と政治的な利害関係の衝突によって無に帰した。その結果、改めて大統領直属の自治分権委員会が「地方分権総合計画」を発表し、その実現に向けて行政安全部が「地方自治法」の全面改正を提案することで、1988年の地方自治法全部改正以降31年ぶりに「地方自治法全部改正案」が発表された。これを通じ、政府は自治体の自律性を拡大し、草の根民主主義を実質的に強化すると同時に、自治体の責任性の担保を図ろうとしている。この改正案は第20代国会の任期満了により廃棄されたが、一部内容を修正・補完し、2020年7月、第21代国会に再提出された。

なお、この改正案は、この法律案とともに提出される「住民条例発案に関する法律案」、「中央地方協力会議の構成及び運営に関する法律案」、「地方公務員法一部改正法律案」、「地方公務員教育訓練法一部改正法律案」、「地方自治分権及び地方行政体制改編に関する特別法律案」の議決を前提としている。

第2節 主要な改正内容

現在国会で審議されている改正案の主要な内容は以下のとおりである。

1 地方自治団体の機関構成の多様化の根拠作り（案 第4条）

この法に基づく地方自治団体の議会及び執行機関の構成を法律に定めるところにより異にすることができるものとし、この場合には「住民投票法」による住民投票を実施して住民の意見を聴くこととする。

2 埋立地及び登録漏れ地の属する地方自治団体の決定手続きの改善（案 第5条）

(1) 従来は行政安全部長官が埋立地及び登録漏れ地が帰属する地方自治団体を決定する場合、異議の申し立て期間中に他の地方自治団体から異議の申し立てがない場合であっても、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決を経て決定するようになっていたが、異議の申し立てがない場合には、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決なく埋立地などが帰属する地方自治団体を決定するように手続きを簡素化する。

(2) 埋立地の帰属と関連し、市・郡・区の相互間の費用分担などについて紛争が発生

する場合、従来は市・道に設置されている地方自治団体地方紛争調整委員会の審議・議決を経て、市・道知事が調整することとなっていたが、これからは地方自治団体中央紛争調整委員会が埋立地の帰属決定と併せて費用負担などについて審議・議決し、行政安全部長官が調整することにより、埋立地の帰属決定に係る紛争をより効果的に解決できるようにする。

3 地方自治団体管轄区域の境界変更の制度改善（案 第6条）

(1) 関係地方自治団体の長は、住民生活に不便が大きい場合などには、行政安全部長官に管轄区域の境界変更に関する調整を申請することとし、行政安全部長官はその申請内容を公告した後、境界変更自律協議体を構成・運営させ、相互協議させる場を設け、境界変更自律協議体から構成を要請された日から120日以内に境界変更に関する合意ができなかった場合、地方自治団体中央紛争調整委員会の審議・議決を経て行政安全部長官が境界変更に関する事項を調整する。

(2) 地方自治団体間の境界変更に関する合意がなされた場合又は地方自治団体中央紛争調整委員会で境界変更をすることが適正であるという議決をする場合には、行政安全部長官はこれを反映して大統領令案を立案させる。

(3) 地方自治団体間の管轄区域の境界変更過程で相互費用負担、その他の行政的・財政的紛争が発生した場合、境界変更に関する調整と併せて地方自治団体中央紛争委員会の審議・議決を経て行政安全部長官が調整することにより、管轄区域の境界変更に関する紛争を効率的に調整する。

4 地方自治団体規則に対する制定及び改正・廃止の意見提出（案 第20条）

地方自治団体の規則が上位法令又は条例の委任により、住民の権利・義務に影響を及ぼす場合が発生するが、これまでは、規則に対する住民の制定及び改正・廃止の意見提出に対する処理が不十分な側面があった。

改正案では、住民は権利・義務と直結関連する規則に対する制定及び改正・廃止意見を地方自治団体の長に提出することができ、地方自治団体の長は提出された意見に対し、その意見が提出された日から30日以内に検討結果を通知することとする。

5 住民による監査請求の制度改善（案 第21条）

(1) 住民の監査請求の制度が住民の権益侵害に対する実質的な救済の手段として運営されるようにするため、監査請求の年齢の基準を従来の19歳から18歳に下げ、請求住民数の基準を市・道の場合、従来の500人以内で条例に定める数から300人以内で条例に定める数にし、住民の監査請求の要件を緩和する。

- (2) 住民監査請求の実効性を高めるために、住民監査請求の提起期間を「事務処理があった日又は終わった日から2年以内」から「事務処理があった日又は終わった日から3年以内」に延長する。
- 6 住民自治会の設置根拠づくり（案 第26条）
- 草の根自治の活性化と住民の民主的な参加意識の高揚のため、住民が邑・面・洞ごとに住民自治会を構成・運営できる根拠を設け、地方自治団体は住民自治会の運営などに必要な行政的・財政的支援ができるようにする。
- 7 住民への情報公開（案 第27条）
- 地方自治団体は地方議会の議政活動などの情報を住民に公開するようにし、行政安全部長官は同法又は他の法令によって公開された情報などを体系的に収集し、住民に提供するための情報公開システムを構築・運営できるようにする。
- 8 地方議会の力量強化及び人事権独立（案 第42条及び第103条第2項）
- (1) 地方議会の専門性を強化し、地方議会議員の議政活動を支援するため、地方議会に政策支援専門人材を置くようにする。
- (2) 市・道議会事務機構の人材運営の自律性を向上させるため、市・道議会事務職員に対する任免・教育・訓練・服務・懲戒などを市・道議会の議長が処理するようにする。
- 9 地方議会議員の兼職禁止の条項整備（案 第44条、第45及び第90条）
- (1) 地方議会議員の兼職禁止対象が不明確で各種紛争が発生することにより、当該地方自治団体が出資・出捐した機関・団体又は該当地方自治団体から事務を委託されて遂行する機関・団体などで地方議員が兼職できない機関・団体の範囲と意味を明確に定める。
- (2) 地方議会の議長が地方議会議員の兼職届出の内容を年1回以上公開するようにし、地方議会の議長は地方議会議員の兼職行為が地方議会議員の義務を違反すると認めるときは、その兼職の辞任を勧告する。
- 10 新たに発足する地方自治団体の地方議会の臨時会（案 第55条第2項）
- 地方自治団体の廃止・新設・分割・統合などにより、新しい地方自治団体が支障なく発足できるよう、新しい地方自治団体が設置された場合、最初の地方議会臨時会は該当地方自治団体が発足する日に集会するようにする。
- 11 倫理審査諮問委員会の設置（案 第67条）
- 地方議会議員の兼職や営利行為などに関する議長の諮問や地方議会議員の懲戒に関

する倫理特別委員会の諮問などに応じるため、倫理特別委員会に倫理審査諮問委員会を設けるようにし、倫理審査諮問委員会の委員は、民間の専門家の中から地方議会の議長が委嘱する。

12 地方自治団体の長の引継ぎ委員会設置の根拠づくり（案 第105条）

これまで地方自治団体の長の引継ぎ委員会の設置根拠がなく、地方自治団体間で引継ぎ委員会の構成や運営などが統一されていなかった問題があった。

(1) 改正案では、当選人を補佐し、地方自治団体の長の引継ぎに係る業務を担当するため、当選が決まった時から当該自治体に引継ぎ委員会を設置することができるものとし、引継ぎ委員会の設置期間、構成及び業務などを規定する。

(2) 引継ぎ委員会の構成・運営に関する統一した基準作りにより、合理的かつ体系的に引継ぎ委員会が運営されるものと期待されている。

13 地方自治団体の組織運営の自律性拡大（案 第123条）

地方自治団体の事務の複雑化と多様化に伴い、地域の特性に合わせて特定の目的や機能などを遂行できる副団体長に対する需要が増加した。

これを受け、市・道の場合、必要に応じて特定の事務を担当する副市長・副知事を1人又は2人追加できるようにし、当該副市長・副知事は、政務職、一般職、又は特別職地方公務員に補することにする。

14 地方自治団体の諮問機関設置・運営の透明性・効率性の向上（案 第130条）

(1) 地方自治団体は諮問機関運営の効率性向上のため、重複する諮問機関を設置できないようにし、地方自治団体の長は諮問機関運営の状況及び整備計画を毎年地方議会に報告することを義務付ける。

(2) 中央行政機関の長が地方自治団体に諮問機関を設置する内容の法令を制定・改正するときは、行政安全部長官と事前に協議することとし、不要な諮問機関の設置を防止する。

15 中央地方協力会議の設置（案 第168条）

国と地方自治団体間の協力を図り、地方自治の発展と地域間の均衡発展に関わる重要政策を審議するために「中央地方協力会議」を置き、その構成及び運営に関する事項は別途法律で定める。

16 地方自治団体に対する適法性統制強化（案 第188条及び第192条）

これまでは市・郡及び自治区の法令違反に対する国の実効性のある統制手段がなく、法令違反事項が解消されず、住民の権利・義務に影響を及ぼす問題があった。

(1) 改正案では、主務部長官は自治事務に関する市長・郡守及び・自治区の区長の命令や処分が、法令に違反するにもかかわらず、市・道知事が是正命令をしない場合、市・道知事に是正命令をするように命ずることができ、市・道知事が是正命令をしなければ、主務部長官自らが直接、是正命令と命令・処分に対する取り消し・停止できるようにする。

(2) 主務部長官は市・郡及び自治区議会の議決が法令に違反するにも関わらず、市・道知事が再議を要求しなければ、市長・郡守及び自治区の区長に再議を要求させることができるようにする。

17 特別地方自治団体の設置根拠作り（案 第196条から第208条）

これまで広域行政需要に効果的に対応できるように特別地方自治団体の設置根拠はあったが、具体的な規定がなく、特別地方自治団体を設置・運営できない問題があった。

これを受け、特別地方自治団体は法人とし、特別地方自治団体を設置する時には相互協議による規約を定め、行政安全部長官の承認を受け、特別地方自治団体の地方議会と執行機関の組織・運営などは規約で定めるようにするなど、特別地方自治団体の設置・運営に関する詳細内容を規定する。